

兵庫県総合治水条例(仮称)骨子案に対する委員からの意見及び対応一覧

NO	意見 タイミング	種別	資料ページ	方策	項目	意見	対応
1	部会後	総則編	1	前文	骨子	(4行目)「下流部からの～に加え」はなくても良いのでは。	原案どおり:被害発生の一因であることから、記載します。
2	企画部会	総則編	1	前文	骨子	(5行目)流木というのは人工林だけではなく、河道の中もある。	原案どおり:山の管理に係る課題を説明する文章であるため、ここではあえて記載しないこととします。
3	部会後	総則編	1	前文	骨子	(8行目)「河道拡幅の難しさが増大し、浸水被害が発生～」「河道拡幅が難しくなり、浸水被害が増大～」	修正済:意見を踏まえて修正しました。
4	企画部会	総則編	1	前文	骨子	(12行目)「災害に強い森づくり及び土砂の流出対策」とあるが、「流出対策」じゃなくて「流出抑制対策」か。	修正済:「流出防止対策」とします。(施策上は防止を謳っている。(山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画))
5	部会後	総則編	1	前文	骨子	(12行目)災害に強い森づくりの話と都市の浸水被害軽減とは別の文章にすべきでは。	原案どおり:水の流れとして、山地～下流域での連続的な対策が必要という主旨のもと、原案の構成文としています。
6	部会後	総則編	1	前文	骨子	(17行目)「県、市町、県民および事業者が取り組む対策を掲げ～」 県、市町、県民および事業者が、それぞれの役割を分担し～」	原案どおり:条例の特徴のひとつである「あらゆる方策を明示している」ことを表現するため、原案のままとします。
7	部会後	総則編	1	前文	骨子	ひとつの文章になった時、原因(豪雨、都市化、河川拡幅が困難)、被害の態様(都市の浸水被害、山間域の状況)、対策などを解説の構成にならうなどして、整理された方がよい。	原案どおり:骨子では導入として理解し易いよう、雨水の流れる順を意識して記載しています。(上流 下流) 解説(1)～(3)について、骨子と構成を合わせる修正を行いました。
8	企画部会	総則編	2	前文	解説(1)	「気候変化」は絶対にある。地球規模とかそういう意味なら、「気象変動」ではないか。	原案どおり:社会資本整備審議会の答申「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(H20.6)」で、人間活動に起因する地球温暖化に伴う気候の変化を「気候変化」と定義していることから原案のままとします。
9	部会後	総則編	2	前文	解説(1)	気候変化とは地球規模の気候変動と都市部のヒートアイランドの両方を指すのか。	修正済:解説(1)は災害発生の実事のみを記載し、解説(3)で「気候変化」「ヒートアイランド現象」が懸念されることを記載しました。
10	部会後	総則編	3	前文	解説(9)	「景観」が唐突に現れてくる印象があり、どういった景観を指すのか他の個所でも述べられていないのでは。	原案どおり:総合治水対策を推進する上での前提として、(広義の)「環境」「景観」との調和を図ることを確認的に記しているものです。
11	部会後	総則編	3	前文	解説(9)	総合治水対策に限らず環境や景観との調和は全プロジェクトの前提になるのでは。	原案どおり:環境や景観と密接に関連する方策もあることから、あえて記載しました。なお、「環境や景観との調和を図る」については、「環境や景観に配慮して推進する」に修正しました。
12	企画部会	総則編	3	前文	解説(9)	環境や景観との調和を図るとあるが、何と調和を図るのか。総合治水対策の施設が何か。それとも社会そのものが。「対」の言葉が無い。	原案どおり:「環境や景観との調和を図る」については、「環境や景観に配慮して推進する」に修正しました。
13	部会後	総則編	1	基本理念	骨子1	河川整備・下水道、流域、減災の組み合わせと関係主体の連携を分けた方がいいのでは。(解説ではわかれている)	修正済:意見を踏まえて修正しました。
14	部会後	総則編	1	基本理念	骨子4	「流出抑制を促進し」「流出を抑制し」	修正済:意見を踏まえて修正しました。
15	部会後	総則編	1,2	基本理念	骨子5	「旨として推進されなければなりません」という表現にはやや違和感があるが、採用するならば、すべてに同じ文末としてはどうか。	修正済:「旨として」を「目的として」に修正しました。 骨子6(修正後)については、水環境の確保等が、総合治水の目的ではないため、「踏まえて」としてあります。
16	部会後	総則編	2	基本理念	骨子5	計画レベルでは人的被害の回避はあっても軽減はあり得ないので削除の方がよい。人的被害は絶対に防ぐもの。結果として軽減に留まることはあり得る。県民生活及び社会経済活動への影響は回避だけではなく軽減も戦略としてあり得る。	原案どおり:人的被害には、生命に関わる重大なものだけでなく、けが、精神的被害も含むため、回避だけでなく軽減も記載しています。 社会経済活動に対しては「深刻な」影響は回避されなければならないと考えます。
17	部会後	総則編	2	基本理念	骨子6	生息・生育環境の維持等の「等」とは。生物種の維持をあげてはどうか。	原案どおり:厳密に個別の事象を指すのではなく、概念的に広く環境や生態系、景観の維持や保全等、総合治水対策を推進する上で配慮するものを指します。
18	部会後	総則編	4	県の責務	骨子1	県だけが「責務」となっているのはなぜか。	原案どおり:規制条例でないことや、地方分権一括法の趣旨を踏まえ、現記載としました。
19	部会後	総則編	4,5	県の責務	骨子1	計画も協議会も「推進」という言葉を使っているの、総合治水施策は実施するものではなく、推進するものではないか。すでに実施している総合治水施策もある。	修正済:意見を踏まえて「施策」を「対策」に修正しました。
20	部会後	総則編	4,5	県の責務	骨子1	総合治水施策なのか対策なのか。解説では対策に書きかえられている。	修正済:意見を踏まえて、「対策」に修正しました。
21	部会後	総則編	4	市町の役割	骨子2	(市町の役割)「効果的に実施するよう努めるもの」と～:何事も効果的に実施するのは当然なので、ここでは県と連携することが主旨ではないか。	原案どおり:連携する際には、効果的な執行方法の検討も重要な観点であることからあえて記載しました。
22	企画部会	総則編	4	県民及び事業者の責務	骨子1	「事業者」というのは、定義は不要か。	原案どおり:他条例を見ても、通例として定義付けはしていません。(なお、用語の定義については、法制段階で精査します。)
23	部会後	総則編	4	県民及び事業者の責務	骨子1	事業者というのは、「総合治水対策」に特別の関係性を有する事業者(宅地開発事業者など)なのか、「地域」内に存在する事業者一般を言うのか。	原案どおり:事業者一般を指します。他条例を見ても、通例として定義付けはしていません。(なお、用語の定義については、法制段階で精査します。)

NO	意見 タイミング	種別	資料ページ	方策	項目	意見	対応
24	部会後	総則編	4	県民及び事業者の責務	骨子1	相互というのは、県民相互、県民と事業者相互、事業者相互のことか。	原案どおり 県民、事業者のあらゆる方向からの関係を指します。(なお、字句については、法制段階で精査します。)
25	部会後	総則編	4	県民及び事業者の責務	骨子2	「相互の連携」というのも、誰と誰の連携か、また、具体的にどういうことを指すのか、イメージがわからない。コミュニティレベルでの実施や地域交流のようなことか。	原案どおり 県民、事業者のあらゆる方向、場面、機会における関係を指します。(なお、字句については、法制段階で精査します。)
26	部会後	総則編	4,5	責務役割	解説(2)	「実施が実効性のあるものとなるよう～」という表現が散見されるが、回りくどい感じがする。	修正済 意見を踏まえて「実効性が確保される」に修正しました。
27	部会後	総則編	5	責務役割	解説(3)	国が実施する総合治水対策もあるか。(解説(3)では市町のみ)	修正済 意見を踏まえて「国」を追記しました。
28	企画部会	総則編	5	責務役割	解説(9)	「公的補助、税制優遇等、インセンティブを与えるような仕組み」も効果があると考えられます、の「も」はインセンティブの扱いが付随的という印象を受ける。	原案どおり 総合治水対策は前段解説(1)～(8)を踏まえ、第一義には可能な範囲で各自取り組むべきものと考えます。その上で、インセンティブが必要な取組みもあるという趣旨で「も」という表現を使用しています。
29	部会後	総則編	5	責務役割	解説(9)	インセンティブですが、その必要性和具体的な仕組みについては「総合治水推進計画」のなかで定めることだけを言えば良いのでは。2番目の文はなくても良いと思う。	原案どおり インセンティブの前提には基本理念を明らかにする条例制定が基本となりますので、その意図からあえて記載しました。
30	部会後	総則編	5	責務役割	解説(9)	「総合治水推進計画」は、各項目にナンバリングし、例えば「3.」で説明する総合治水推進計画などとした方がよいのでは。	修正済 意見を踏まえ、「後述する」を追記
31	部会後	総則編	6	推進計画	骨子	総合治水推進協議会「 - 」で説明する総合治水推進協議会	修正済 意見を踏まえ、「後述する」を追記
32	部会後	総則編	7	推進計画	解説(2)	計画のひな型を作られるという「地域」とは県の10程度に分けたような大きさの「地域」のことか。それともその一部か。	修正済 意見を踏まえて、説明を追記しました。
33	企画部会	総則編	7	推進計画	解説	河川整備計画と総合治水推進計画との関係については、触れておく必要があるのではないか。	修正済 現時点での県の考え方を追記しました。
34	企画部会	方策編	1		骨子1	「整備」と「維持」について、条例化の作業時、用語の定義付では注意が必要。河川法と違う意味での「整備」であることをあらかじめ予告しておいた方がよい。(「維持」が消えないように。)	修正済 意見を踏まえて、 を追記しました。
35	部会後	方策編	1		骨子2 (4)他	「過去最大規模の洪水が、計画において～」の表現が難解。洪水が～に対応する述語が不明。	修正済 意見を踏まえて修正しました。
36	企画部会	方策編	1		骨子2 (5)他	「事前放流の実施等、洪水調節効果を増進させるダム of 適切な維持管理等」について、洪水調節「効果」とあるが、これは「機能」。(その他全般にわたり両者の使い分けを再整理)	修正済 意見を踏まえて、「機能」に修正しました。
37	企画部会	方策編	1		骨子2	ダム of 「維持管理」とあるが、「維持管理」はメンテナンスで、事前放流は「運用」。	修正済 操作や運用を含む「管理」に修正しました。
38	企画部会	方策編	29,30		現状(1) 他	「河川整備」と「河川改修」は意味が同じであれば、どちらかに統一すべき。	修正済 [現状](1)に記載済みの定義を踏まえ、全編について見直し、二線堤、輪中堤等の整備、維持の現状(1)の「河川改修」を「河川の整備」に修正しました。
39	部会後	方策編	2		課題(3)	平成9年の河川法を原点としても環境保全はすでに15年以上経過した。実質的には昭和50年代からで、環境保全が河川を取り巻く状況変化の一つであった時代は過ぎ去り、現在では常識になっていると思われる。	原案どおり 環境保全については、県民の関心が高い(パプコメ等)ことを踏まえ、近年の災害を教訓にすることと併せ、明記しています。
40	部会後	方策編	3		解説(5)	「川づくり」は、生態系等に配慮した河川環境の整備及び保全となっているが、生物多様性は、整備のみになっている。多様性の維持には、「保全」が必要と考える。	修正済 意見を踏まえて、「保全」について追記しました。
41	部会後	方策編	4,5		骨子	「下水道(雨水)」と「下水道施設」の用語の使い分けを整理されたい。	修正済 「下水道施設」は「下水道(雨水)」に修正しました。
42	部会後	方策編	5		課題(2)	「雨水貯留管・地下貯留施設等の整備など流域対策や減災対策」となっており、貯留管、貯留施設と流域対策、減災対策が深く結び付いているように取られる表現になっているが、解説(2)に述べているように、下水道(雨水)としての貯留施設をつくること、対策以降の流域対策(とくに)、減災対策は別のものである。	原案どおり 下水道管理者が実施する地下貯留施設等の流域対策については、方策 -1雨水貯留浸透設備の設置、維持、内水ハザードマップ作成等の減災対策については、方策 浸水想定区域及び浸水の深さの周知に該当しますが、行政が施策として実施するものなので、下水道(雨水)の整備及び維持として記載しています。
43	部会後	方策編	6		骨子3	「開発許可者には～」述語から離れているのでわかりにくい。「開発者から申請があった場合には開発許可者にその内容を報告頂きます～」などの表現では。	修正済 意見を踏まえて修正しました。
44	企画部会	方策編	7		現状の図	「流出係数増」は「流出増」ではないか。	修正済 意見を踏まえて修正しました。
45	企画部会	方策編	6		解説(7)	「被害が生じないような規模」との記載と、先程の調整池の設置については「流出増」が判断基準という発言があったが、被害と雨水の流出とがイコールなのか疑問。	修正済 調整池に求める流出抑制の内容を追記しました。(骨子1, 解説(7))
46	企画部会	方策編	11		骨子	「流出雨水量」という表現は適当か。	修正済 意見を踏まえて、「雨水の流出量」としました。
47	部会後	方策編	14		解説(3)	「このような土地については」「このような土地は」	修正済 意見を踏まえて、「このような土地は」としました。
48	企画部会	方策編	15		現状(3)	現状の文中に「協同」あり。「共同」	修正済 意見を踏まえて、「共同」としました。
49	部会後	方策編	18,19	- 1	骨子	貯留設備という言い方に統一しているようだが、取組み例では貯留施設となっている。 - 2でも貯留施設が散見される。	修正済 - 1の取組み事例の「貯留施設」は「貯留設備」に修正しました。 - 2の貯水施設を含む文章は、 - 1に記載済みのため削除しました。
50	企画部会	方策編	18	- 1	解説(3)	環境への関心を「醸成」は表現として違和感がある。	修正済 意見を踏まえて、「高め」としました。
51	部会後	方策編	18	- 1	解説(3)	流出抑制目的で設置、～雨水利用目的で設置、と設置者はひとつの目的で設置するような書き方になっているが、自ら設置しようという人の多くは、両方の目的を認識して設置するのではないか。雨水貯留設備は流出抑制機能、雨水利用機能を持つと言った表現にされてはどうか。	原案どおり 必ずしも雨水利用と流出抑制の両方の機能を意識しているとは限らない(特に後者)ので、両方向からのアプローチが必要であることを明記することとします。

NO	意見 タイミング	種別	資料ページ	方策	項目	意見	対応
52	部会后	方策編	18	- 1	解説(3)	雨水浸透設備の地下水涵養機能、保水機能なども他で書かれていたと思うがここで記述する必要があるのでは。	原案どおり 雨水貯留浸透設備にも地下水涵養、保水機能は多少あるとは考えますが、必ずしも全てにあるとは限らないため、これらについては記載しないこととします。
53	企画部会	方策編	19	- 2	骨子	～貯留浸透施設を設置した施設を「貯水施設」と省略しているが、浸透施設も「貯水施設」に含まれてしまう。	修正済み - 2貯水施設による雨水貯留容量の確保については、雨水利用目的で設置された施設の容量を、流出抑制のために利活用する方策であるため、「雨水貯留浸透施設」を「雨水を貯留し、利用する目的で設置された施設」に修正。
54	部会后	方策編	19	-2	解説(2)	ため池に治水容量を持たせながらの池干しは可能か。狭山池のようにため池が常時湛水運用になると水質問題が発生する。その場合には、総合治水が環境保全にも貢献するというキャッチフレーズは真ではなくなるのでは。その他棟間貯留、公園貯留、校庭貯留なども湛水後の衛生問題が発生するので、それに留意した記載が必要では。	原案どおり 池干しは、本来の実施目的である環境改善(水底質改善、外来生物駆除等)、堤体の安全確保を目的として実施されるものと考えます。 また、貯留に伴う衛生面への配慮も必要なことを、- 1の解説(2)に追記しました。
55	部会后	方策編	19	- 2	解説(3)	「貯留施設については、雨水利用機能、雨水貯留機能」とあるが、後者は流出抑制機能では。	修正済 - 1に記載済みのため削除しました。
56	企画部会	方策編	20		骨子	森林整備による保水力の「向上」は回復とか、もとどおりにする、とか本来の機能・保水力を戻すとか再生とかそういう話で、向上はないというスタンスだと思う。表現を再考のこと。	原案どおり 健全な状態である森林の場合は「今の保水力を維持」する施策、健全な状態でない場合は「今より保水力を向上」する施策を実施するため、原案のままとします。
57	部会后	方策編	21		骨子3他	「県民・事業者は～取得・周知する」「県民・事業者は～取得・学習する」では、周知であれば、県民・事業者が誰に周知するのか明記。	修正済 把握の上、他者への周知も求めるので、「他者に」を追記しました。
58	部会后	方策編	22,23		骨子他	「周知」は「広報」の意味で使われている箇所が散見されるので、必要に応じて表現を検討されたい。	修正済 解説(3)に「説明」を追記し、周知であることを強調しました。
59	企画部会	方策編	24		課題(4)	「冠水状況がわからない等のおそれのある道路アンダーパス部」という長い表現で非常にわかりづらい。「冠水状況がわかりづらい」でよい。	修正済 意見を踏まえて修正しました。
60	部会后	方策編	25		骨子1	普及及び啓発及び学習の振興と「及び」が重なっている。	修正済 意見を踏まえて修正しました。
61	部会后	方策編	25		解説	学校教育にもふれているので、教材の作成程度は打ち出しても良いのでは(県の役割として)。	原案どおり 学校教育に関する具体的な取組み(成果物)については、今後関係機関との調整、検討が必要であることから、現時点では記載を控えます。
62	企画部会	方策編	26		骨子1	浸水防止の教育のことは書いてあるが、「避難」ということが書かれていない(弱い)。	修正済 意見を踏まえて、「避難」について追記しました。
63	部会后	方策編	29		現状(3)	二線堤・輪中堤があれば、既往最大でも床上浸水を防げると誤解されないか。	修正済 「甚大な被害を防止する」ことが目的であることを追記しました。
64	部会后	方策編	31		現状(4)	溢水・湛水・津波・高潮～性質の異なる用語が並列併記されている。	修正済 出典法規名を追記しました。
65	企画部会	方策編	16,25	全般	全般	総合治水対策というのは、少なくとも災害の「防止」ではなく「最小化」「緩和」を謳うべき。	修正済 なお、「甚大な被害」については「防止」されなければならないと考えるが、一般的には「被害」の「軽減」を目的と考えて、修正しました。
66	部会后	方策編	16,25	全般	全般	全体に「減災」を強調(災害は完全には防げない)しているので、「災害を防ぐ」という表現は改めるべきでは。	修正済 なお、「甚大な被害」については「防止」されなければならないと考えるが、一般的には「被害」の「軽減」を目的と考えて、修正しました。
67	企画部会	方策編	8,11,13,14,17,18,19,20,21,22,23,24,27,28,29	全般	全般	ところどころ「～してもらう」という表現は、ちょっとこの文書にはあまりなじまない表現だと思う。	修正済 「～に努めるよう求めます。」に修正しました。